

第45期 定時株主総会

招集ご通知

日時

2020年9月24日（木曜日）
午前10時

場所

石川県金沢市桜田町二丁目84番地
本社第2ビル 6階ホール

■ 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役(社外取締役を除く)
に対する譲渡制限付株式の
付与のための報酬決定の件

書面による議決権行使期限：2020年9月23日（水曜日）
午後5時45分まで

- ◎新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、本年は極力書面により事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。
- ◎発熱があると認められる方や体調が優れないと見受けられる方には、株主総会会場への入場をお断りさせていただきます。
- ◎本年は、株主総会当日にお配りしておりますお土産は取り止めとさせていただきます。

株主様へのお願い

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、本年は極力書面により事前に議決権を行使いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。
- ご来場の株主様は、総会開催日時点でのご自身の健康状態に十分ご留意いただき、ご来場される場合はマスクの着用をお願いいたします。また、ご来場の株主様には、会場受付で検温をさせていただきます。
- 株主様の安全を第一に考え、発熱があると認められる方（体温が37.5度以上の方）や体調が優れないと見受けられる方には、株主総会会場への入場をお断りさせていただく可能性がございますので、あらかじめご了承ください。

株主総会当日の運営について

- 株主総会当日にお配りしておりますお土産は取り止めとさせていただきます。
また、例年、株主総会後に開催をしております株主懇談会は、開催を見合わせることといたしました。
- 株主総会会場の座席数は従来よりも間隔を空けた配置を予定しております。そのため、株主総会当日にご来場された株主様に十分なお席をご用意できない可能性がございます。
- 当社役員につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大リスクの低減および会社の事業継続の観点から、株主総会当日の健康状態にかかわらず、一部の役員のみのお出席やオンラインによる出席とさせていただく可能性がございます。
- 運営スタッフは当日に検温を行い、健康状態を十分に確認のうえ、マスク着用で対応をさせていただきます。
- 株主総会の運営について重要な変更等が生じた場合には、当社ウェブサイト (<https://www.iodata.jp/>) にてご案内いたします。株主様におかれましては、最新の情報をご確認くださいようお願い申し上げます。

証券コード 6916
2020年9月4日

株主各位

石川県金沢市桜田町三丁目10番地
株式会社アイ・オー・データ機器
代表取締役社長 濱 田 尚 則

第45期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第45期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席賜りますようご通知申し上げます。

なお、本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、極力、書面により事前に議決権を行使いただき、可能な限り株主総会当日のご来場をお控えいただきますよう強くお願い申し上げます。

また、事前に議決権を行使いただく場合には、後述の株主総会参考書類をご検討のうえ、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年9月23日(水曜日)午後5時45分までに到着するように折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2020年9月24日(木曜日)午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 石川県金沢市桜田町二丁目84番地
本社第2ビル 6階ホール |
| 3. 目 的 事 項
報 告 事 項 | | 1. 第45期(2019年7月1日から2020年6月30日まで)
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結
計算書類監査結果報告の件
2. 第45期(2019年7月1日から2020年6月30日まで)
計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項
第 1 号 議 案 | | 剰余金の処分の件 |
| 第 2 号 議 案 | | 取締役6名選任の件 |
| 第 3 号 議 案 | | 監査役1名選任の件 |
| 第 4 号 議 案 | | 取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための
報酬決定の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「業務の適正を確保するための体制の概要及び当該体制の運用状況の概要」「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.iodata.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には添付しておりません。したがって、本招集ご通知提供書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、書面の郵送により、または当社ウェブサイト (<https://www.iodata.jp/>) において掲載することにより、お知らせいたします。

事業報告

(自 2019年7月1日)
(至 2020年6月30日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米中貿易摩擦や地政学リスク等の影響を受け減速する中、新型コロナウイルスの世界的流行により急速に悪化しました。

当社グループに関係するPCや家電、スマートデバイス等のデジタル機器の国内市場では、上期はPCの更新需要やeスポーツ市場の成長等から堅調に推移しました。下期に入り新型コロナウイルスの感染拡大に伴う活動制限により、テレワークや在宅学習の関連需要が生まれましたが、企業のIT投資は一部に先送りや慎重姿勢が見られる等、需要は総じて弱まりました。2月から4月迄の間サプライチェーンは停滞しましたが、期末には概ね正常化しました。

こうした中、当社グループは、期を通じて商品・サービスの拡充により成長機会の獲得に努めました。新型コロナウイルスの感染拡大の下、サプライチェーンの乱れや通常とは異なる需要の増減に際し、また、立会いが制限される中での新製品の上市に難しい舵取りを迫られましたが、お客様と取引先、従業員の安全を第一に考え、テレワークを基本に通常業務の継続に努めました。

その結果、メモリ部門や液晶モニター、周辺機器部門は機会を捉え増収となりましたが、主に前期に比べ市場シェアを落としたハードディスクの減収と他社ブランド商品の販売伸び悩みが響き、売上高は562億4百万円（前期比5.1%減）となりました。利益面につきましては、売上総利益は前期に比べ僅かながらも増益となりましたが、研究開発費と減価償却費を中心に販売費及び一般管理費が増加した為、営業利益は21億27百万円（前期比4.6%減）となりました。営業外収益に為替差益3億83百万円を計上したことにより、経常利益は25億42百万円（前期比17.0%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は18億74百万円（前期比10.1%減）となりました。

当連結会計年度の営業の概況を部門別に説明いたします。

[メモリ]

当部門の売上高は36億92百万円（前期比43.9%増）となりました。

ゲーム機への増設需要の高まり、近年の部材の値下がりにより値頃感が生じたこと等を背景に、前期末にラインナップを始めたポータブルSSDが増収を牽引しました。

[ストレージ]

当部門の売上高は104億67百万円（前期比23.3%減）となりました。

前期との比較において、前期下期に生じた価格競争によるハードディスクのシェア低下が響き減収となりました。光ディスクドライブは、ポータブルブルーレイドライブ、「CDレコ」シリーズ（音楽CDを直接スマートデバイスに取り込み・楽しむことをコンセプトにした独自商品）ともに堅調に推移しました。

[液晶]

当部門の売上高は176億49百万円(前期比7.4%増)となりました。

前期との比較において、上期は企業向けに汎用モデルや大型モニターの販売が好調に推移した他、eスポーツモデルも伸びました。下期においては、企業向けの販売が弱含む中、テレワークや巣籠もり需要による個人向けの販売増加が支えました。

[周辺機器]

当部門の売上高は77億73百万円（前期比2.2%増）となりました。

前期との比較において、チューナーやビデオキャプチャー等の映像分野、無線LANやNAS等のネットワーク分野ともに上期は伸び悩みましたが、下期はテレワークや動画配信ニーズの高まりから、ビデオキャプチャーと無線LANを中心に販売は急増しました。

[特注製品]

上述の品目のカスタマイズやOEM販売を主とする当部門の売上高は9億6百万円（前期比21.2%減）となりました。

前期との比較において、通信事業者向け無線LANルーターの納入案件売上が減少しました。

[商品およびその他]

自社のラインナップを補完する他社ブランド商品の販売を主とする当部門では、主にVerbatim®(バーベイタム)ブランド商品やサムスン電子製フラッシュメモリが伸び悩み、売上高は157億14百万円（前期比11.8%減）となりました。

部門別売上高

部門	売上高 (百万円)	前期比 (%)	主な製品・商品内容
メモリ	3,692	43.9	増設メモリボード、メモリカード、 USBフラッシュメモリ、ポータブルSSD等
ストレージ	10,467	△23.3	HDD、DVD、Blu-ray Disc等
液晶	17,649	7.4	パソコン用液晶ディスプレイ等
周辺機器	7,773	2.2	ネットワーク関連製品、マルチメディア製品、 デジタル情報家電関連製品等
特注製品	906	△21.2	OEM製品等
商品およびその他	15,714	△11.8	当社取扱い商品等
合計	56,204	△5.1	

(2) 設備投資の状況

当社グループの当連結会計年度の設備投資額は9億41百万円であり、その主な内容は研究・開発設備および社内インフラ整備に伴う投資であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産および損益の状況の推移

区 分	第42期 2016/7-2017/6	第43期 2017/7-2018/6	第44期 2018/7-2019/6	第45期 2019/7-2020/6
売 上 高 (百万円)	48,461	55,441	59,223	56,204
経 常 利 益 (百万円)	2,361	3,011	2,172	2,542
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,800	2,066	2,085	1,874
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	140.74	153.50	154.63	141.65
総 資 産 (百万円)	34,946	39,792	40,333	41,400
純 資 産 (百万円)	23,024	25,675	26,554	28,293

(9) 対処すべき課題

今後の経営環境につきましては、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せぬ中、経済活動は段階的に回復に向かうものの、企業の設備投資や個人消費は慎重な見方にあり、予断を許さぬ状況が続くものと思われまます。

当社グループに関係するPCや家電、スマートデバイス等のデジタル機器の市場は、コロナ禍による需要の減退、前期に終了したPCの更新需要の反動が見込まれる一方、感染防止と社会・経済活動の両立を目指すニューノーマル時代を支え、暮らしを豊かにするツールやサービスの普及に期待が高まっています。

こうした状況の下、当社グループはより一層社会の変化に目を配り、新しいライフスタイルに即したタイムリーな提案、業種や利用シーンに特化した提案に力を注ぎます。また、地域密着営業とサポートの充実を通じて、お客様との長期的な関係構築に励みます。引き続き、お客様と取引先、従業員の安全を第一に考え、社内外への新型コロナウイルスの感染防止に努めて参ります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(10) 主要な事業内容 (2020年6月30日現在)

- ①電子計算機装置および周辺機器装置の開発、製造、販売
- ②ソフトウェアの開発、調査、販売
- ③自動制御電子機器の開発、製造、販売
- ④上記に付帯する一切の業務

(11) 主要な営業所および工場 (2020年6月30日現在)

①当社

本社・工場：石川県金沢市

工場：石川県能美市

営業所：東京（東京都千代田区）

大阪（大阪市淀川区）、札幌（札幌市北区）

仙台（仙台市宮城野区）、名古屋（名古屋市中区）

広島（広島市中区）、福岡（福岡市中央区）

②子会社

国内：ITGマーケティング株式会社（東京都港区）

海外：国際艾歐資訊股份有限公司（台湾）

艾歐資訊香港有限公司（中国）

I-O DATA America, Inc.（米国）

I-O DATA VIETNAM CO., LTD.（ベトナム）

(12) 従業員の状況 (2020年6月30日現在)

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
540名	13名増

(注) 従業員数は就業人員であります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
494名	11名増	41.2歳	14.5年

(注) 従業員数は就業人員であり、出向社員は含まれておりません。

(13) 主要な借入先 (2020年6月30日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,031百万円

(14) 重要な親会社および子会社の状況

①重要な親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
國際艾歐資訊股份有限公司	千台湾ドル 50,000	100.00 %	デジタル家電周辺機器の製造・販売
艾歐資訊香港有限公司	千香港ドル 2,550	100.00 %	デジタル家電周辺機器の製造・販売
I-O DATA America, Inc.	千USドル 100	100.00 %	情報収集
I T Gマーケティング株式会社	百万円 81	61.11 %	デジタル家電周辺機器の販売
I-O DATA VIETNAM CO., LTD.	千ベトナムドン 4,634,000	100.00 %	ソフトウェア開発委託先の開拓および開発管理

(注) 1. 子会社であるI-O DATA America, Inc.は、情報収集を主としており、実質的な営業活動を行っておりません。

2. 2019年8月にI-O DATA VIETNAM CO., LTD.を設立しました。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 41,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 14,839,349株 (うち、自己株式1,607,511株)
 (3) 株主数 6,027名
 (4) 大株主(上位10位)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
細 野 昭 雄	2,514,643 株	19.00 %
公 益 財 団 法 人 I - O D A T A 財 団	2,000,000	15.12
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	810,300	6.12
細 野 幸 江	763,780	5.77
マクセルホールディングス株式会社	740,000	5.59
株 式 会 社 北 國 銀 行	306,662	2.32
有 限 会 社 ト レ ン ト	269,675	2.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	263,100	1.99
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	200,900	1.52
三 菱 ケ ミ カ ル メ デ ィ ア 株 式 会 社	200,000	1.51

- (注) 1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を減じた株式数(13,231,838株)を基準に算出しております。
 2. 当社は、2020年6月30日現在、自己株式を1,607,511株保有しておりますが、上記から除外しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	細 野 昭 雄	一般社団法人石川県情報システム工業会 顧問 クリエイティブ・メディア株式会社 代表取締役 国際艾歐資訊股份有限公司 代表取締役 I T Gマーケティング株式会社 取締役 有限会社トレント 代表取締役 公益財団法人I-O DATA財団 代表理事 I-O DATA VIETNAM CO., LTD. President 艾歐資訊香港有限公司 代表取締役
代表取締役社長	濱 田 尚 則	艾歐資訊香港有限公司 取締役 国際艾歐資訊股份有限公司 取締役 一般社団法人石川県情報システム工業会 副会長
取 締 役	加 藤 啓 樹	上席執行役員 管理本部本部長 兼 管理部部长 国際艾歐資訊股份有限公司 監査役 I T Gマーケティング株式会社 監査役
取 締 役	新 田 義 廣	
取 締 役	丸 山 力	株式会社日本マイクロニクス 社外取締役 徳島県最高情報統括監
常 勤 監 査 役	池 田 雅 勝	
監 査 役	松 木 浩 一	公認会計士・税理士 松木浩一公認会計士・税理士事務所 所長 株式会社マツキ・アンド・カンパニー 代表取締役社長 小松ウオール工業株式会社 社外取締役
監 査 役	中 村 和 哉	株式会社北國銀行 代表取締役常務 本店営業部長
監 査 役	長 原 悟	長原法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役 新田義廣氏および丸山力氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 松木浩一氏、中村和哉氏および長原悟氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役 新田義廣氏および丸山力氏、監査役 松木浩一氏および長原悟氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
 4. 監査役 松木浩一氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役および各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額となります。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	5 名 (2)	86,528 千円 (6,600)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (3)	14,070 (5,310)
合 計	9	100,598

- (注) 1. 役員報酬限度額は、1996年9月26日開催の第21期定時株主総会において、取締役分が年額120,000千円以内、監査役分が年額15,000千円以内と決議いただいております。
2. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与および賞与相当額を7,182千円支給しております。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職の状況ならびに当該兼職先との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該兼職先との関係
取締役	丸山 力	株式会社日本マイクロニクス	社外取締役	重要な取引関係等はありません。
		徳 島 県	最高情報統括監	
監査役	松木浩一	松木浩一公認会計士・税理士事務所	所 長	重要な取引関係等はありません。
		株式会社マツキ・アンド・カンパニー	代表取締役社長	
		小松ウオール工業株式会社	社外取締役	
監査役	中村和哉	株式会社北國銀行	代表取締役常務	株式会社北國銀行は当社の取引銀行の一行であります。
監査役	長原 悟	長原法律事務所	弁 護 士	重要な取引関係等はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	新田義廣	当事業年度に開催した取締役会12回全てに出席し、議案・審議等につき、企業経営者として豊富な経験と幅広い見識から、適宜、経営全般について必要な発言を行っております。
取締役	丸山 力	当事業年度に開催した取締役会12回全てに出席し、議案・審議等につき、企業経営者として豊富な経験と幅広い見識から、適宜、経営全般について必要な発言を行っております。
監査役	松木浩一	当事業年度に開催した取締役会12回全て、また監査役会12回全てに出席し、議案・審議等につき、主に公認会計士・税理士としての専門的な見地から、適宜、必要な質問・発言を行っております。
監査役	中村和哉	当事業年度に開催した取締役会12回全て、また監査役会12回全てに出席し、議案・審議等につき、金融機関における長年の業務経験と幅広い見地から、適宜、必要な質問・発言を行っております。
監査役	長原 悟	当事業年度に開催した取締役会12回全て、また監査役会12回全てに出席し、議案・審議等につき、弁護士としての長年の業務経験と企業法務に関する豊富な知見に基づき、適宜、必要な質問・発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

①当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	
公認会計士法第2条第1項の監査業務に係る報酬等の額	32百万円
公認会計士法第2条第1項の監査業務以外の業務にかかる報酬等の額	4百万円
②当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	36百万円

- (注) 1. 当社は、会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「収益認識に関する会計基準」の適用による会計方針の検討に関する助言・指導等を委託し、その対価を支払っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、国際艾歐資訊股份有限公司、艾歐資訊香港有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
4. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、および報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、当社都合の場合のほか、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規程に則り、会計監査人を解任するか、「会計監査人の解任または不再任」に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと考え、安定的な配当の継続を基本としながら、連結業績と財務状況ならびに今後の事業拡大や企業体質の強化に係る投資等を総合的に勘案し、実施することとしており、当社の剰余金の配当は、年1回の期末配当を基本としております。

-
- (注) 1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未滿を切り捨て、比率については四捨五入としております。
2. 売上高等の記載金額には消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(2020年6月30日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	30,974	流 動 負 債	11,939
現金及び預金	9,353	支払手形及び買掛金	7,266
受取手形及び売掛金	10,199	短期借入金	100
商品及び製品	7,740	1年内返済予定の長期借入金	375
原材料及び貯蔵品	2,639	未払法人税等	348
デリバティブ債権	355	ポイント引当金	7
その他	686	その他	3,841
貸倒引当金	△1	固 定 負 債	1,168
固 定 資 産	10,425	長期借入金	656
有 形 固 定 資 産	6,512	役員退職慰労引当金	83
建物及び構築物	2,461	リサイクル費用引当金	315
土地	3,651	製品保証引当金	28
その他	399	その他	84
無 形 固 定 資 産	1,077	負 債 合 計	13,107
投 資 其 他 の 資 産	2,836	純 資 産 の 部	
投資有価証券	1,059	株 主 資 本	27,655
繰延税金資産	1,513	資 本 金	3,588
その他	279	資 本 剰 余 金	4,600
貸倒引当金	△15	利 益 剰 余 金	20,657
		自 己 株 式	△1,190
		その他の包括利益累計額	467
		その他有価証券評価差額金	187
		繰延ヘッジ損益	227
		為替換算調整勘定	52
		非支配株主持分	170
		純 資 産 合 計	28,293
資 産 合 計	41,400	負 債 ・ 純 資 産 合 計	41,400

連結損益計算書

(自 2019年7月1日)
(至 2020年6月30日)

(単位 百万円)

売上			56,204
売上原価			45,305
売上総利益			10,898
販売費及び一般管理費			8,771
営業利益			2,127
営業外収益			
受取利息		15	
仕入割引		44	
為替差益		383	
持分法による投資利益		20	
その他		108	572
営業外費用			
支払利息		2	
売上割引		129	
その他		26	157
経常利益			2,542
特別利益			
投資有価証券売却益		10	
補助金収入		30	41
税金等調整前当期純利益			2,583
法人税、住民税及び事業税		696	
法人税等調整額		△11	685
当期純利益			1,898
非支配株主に帰属する当期純利益			23
親会社株主に帰属する当期純利益			1,874

貸借対照表

(2020年6月30日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	27,009	流 動 負 債	9,569
現金及び預金	8,257	支払手形	670
受取手形	117	買掛金	4,446
売掛金	9,273	1年内返済予定の長期借入金	375
商品及び製品	6,625	未払金	644
原材料及び貯蔵品	1,449	未払費用	722
仕掛品	0	未払法人税等	320
前払費用	125	未払消費税等	401
関係会社短期貸付金	538	前受り	5
デリバティブ債権	355	預り	15
未収入金	65	前受り	1,815
貸倒引当金	200	デリバティブ債務	108
固定資産	△1	ポイント引当金	7
有形固定資産	10,769	その他	37
建物	6,445	固 定 負 債	1,154
構築物	2,353	長期借入金	656
車両運搬具	85	役員退職慰労引当金	83
工具器具備品	8	リサイクル費用引当金	315
機械装置	260	製品保証引当金	28
土地	85	資産除去債務	54
無形固定資産	1,066	その他	15
ソフトウェア	1,054	負 債 合 計	10,723
電話加入権	11	純 資 産 の 部	
その他	0	株 主 資 本	26,640
投資その他の資産	3,257	資本金	3,588
投資有価証券	727	資本剰余金	4,600
関係会社株	741	資本準備金	1,000
関係会社出資金	21	その他資本剰余金	3,600
長期前払費用	25	利 益 剰 余 金	19,642
繰延税金資産	1,546	その他利益剰余金	19,642
保険積立金	114	固定資産圧縮積立金	255
貸倒引当金	72	別途積立金	17,400
その他	24	繰越利益剰余金	1,986
	△15	自 己 株 式	△1,190
		評価・換算差額等	415
		その他有価証券評価差額金	187
		繰延ヘッジ損益	227
資 産 合 計	37,779	純 資 産 合 計	27,055
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	37,779

損益計算書

(自 2019年7月1日)
(至 2020年6月30日)

(単位 百万円)

売 上			高 価		51,829
売 上 原			価		41,718
売 上 総 利 益					10,110
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費					8,143
営 業 利 益					1,967
営 業 外 収 益					
受 取 利 息				24	
受 取 配 当 金				186	
仕 入 割 引 益				44	
為 替 差 益 他				378	
そ の 他				92	726
営 業 外 費 用					
支 払 利 息				1	
売 上 割 引				129	
そ の 他				22	152
経 常 利 益					2,542
特 別 利 益					
投 資 有 価 証 券 売 却 益				10	
補 助 金 収 入				30	41
税 引 前 当 期 純 利 益					2,583
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税				652	
法 人 税 等 調 整 額				△3	649
当 期 純 利 益					1,933

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年8月6日

株式会社アイ・オー・データ機器
取締役会 御中有限責任監査法人 トー マ ツ

北陸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 博久 ㊟指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 由水 雅人 ㊟

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイ・オー・データ機器の2019年7月1日から2020年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイ・オー・データ機器及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年8月6日

株式会社アイ・オー・データ機器
取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ

北陸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 加藤 博 久 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 由水 雅 人 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイ・オー・データ機器の2019年7月1日から2020年6月30日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年7月1日から2020年6月30日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年8月7日

株式会社	アイ・オー・データ機器	監査役会
	常勤監査役	池田雅勝 ㊟
	監査役	松木浩一 ㊟
	監査役	中村和哉 ㊟
	監査役	長原悟 ㊟

(注) 監査役松木浩一、監査役中村和哉及び監査役長原悟は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への安定的な利益還元を経営の重要方針として位置付けるとともに、今後の事業展開等を勘案し、経営体質の強化を図るべく内部留保にも目を向けております。

上記方針に基づき、当期の経営成績および財政状態等を総合的に勘案し、当期の期末配当およびその他の剰余金の処分につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項
 - (1) 配当財産の種類
金銭
 - (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき28円
総額370,491,464円
 - (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日（期末配当金の支払開始日）
2020年9月25日

2. その他の剰余金の処分に関する事項
 - (1) 増加する剰余金の項目およびその額
別途積立金 1,500,000,000円
 - (2) 減少する剰余金の項目およびその額
繰越利益剰余金 1,500,000,000円

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役5名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の再任と、経営体制の一層の強化を図るため新たに取締役1名の選任をお願いするものがあります。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数	当社との 特別の 利害関係
1	ほそ の あさ お 細野 昭雄 (1944年3月18日)	1976年1月 当社設立 代表取締役社長 1986年4月 社団法人石川県情報システム工業会 会長 1989年3月 有限会社ホソノ（現 有限会社 トレント）代表取締役（現任） 1993年7月 クリエイティブ・メディア株式会社 代表取締役（現任） 1996年1月 国際艾歐資訊股份有限公司 代表取締役（現任） 2008年1月 I-O DATA America, Inc. President（現任） 2010年4月 一般社団法人石川県情報システム 工業会顧問（現任） 2012年3月 I T Gマーケティング株式会社 取締役（現任） 2017年6月 公益財団法人I-O DATA財団 代表理事（現任） 2017年9月 当社代表取締役会長（現任） 2019年8月 I-O DATA VIETNAM CO., LTD. President（現任） 2019年10月 艾歐資訊香港有限公司代表取締役 （現任） [重要な兼職の状況] 一般社団法人石川県情報システム工業会 顧問 クリエイティブ・メディア株式会社 代表取締役 国際艾歐資訊股份有限公司 代表取締役 I T Gマーケティング株式会社 取締役 有限会社トレント 代表取締役 公益財団法人I-O DATA財団 代表理事 I-O DATA VIETNAM CO., LTD. President 艾歐資訊香港有限公司 代表取締役	2,514,643株	なし
<p>【取締役候補者とした理由】 細野昭雄氏は、当社の創業者であり、長年にわたり経営者としての優れた経営手腕と決断力を発揮して、企業価値の向上に寄与してきました。 この実績を踏まえ、引き続き当社の持続的な成長と企業価値の向上に寄与することができるものと判断し、取締役候補者としました。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数	当社との 特別の 利害関係
2	はま だ なお のり 濱 田 尚 則 (1965年9月30日)	1990年4月 当社入社 1996年10月 当社営業部東京営業所所長 2002年7月 当社営業部東日本担当部長 兼 東京営業所所長 2004年7月 当社営業部部長 2005年7月 当社営業本部コンシューマ営業部 部長 2007年7月 当社執行役員CS部部長 2011年9月 当社取締役執行役員CS部部長 2013年7月 当社取締役執行役員営業部部長 2014年9月 当社常務取締役執行役員営業部 部長 2015年7月 当社常務取締役 事業戦略本部本部長 兼 執行役員 販売促進部部長 2017年7月 当社常務取締役 事業戦略本部本部長 2017年8月 艾歐資訊香港有限公司取締役 (現任) 2017年9月 國際艾歐資訊股份有限公司取締役 (現任) 2017年9月 当社代表取締役社長 事業戦略本部本部長 2019年7月 当社代表取締役社長 (現任) 2020年6月 一般社団法人石川県情報システム 工業会副会長 (現任) 【重要な兼職の状況】 國際艾歐資訊股份有限公司 取締役 艾歐資訊香港有限公司 取締役 一般社団法人石川県情報システム工業会 副会長	3,000株	なし
【取締役候補者とした理由】 濱田尚則氏は、CS部門、営業部門、事業戦略部門の幅広い責任者を歴任した後、多様な視点と経験を 活かし当社代表取締役社長として経営基盤の強化、企業価値の向上に寄与してきました。 この実績を踏まえ、引き続き当社の持続的な成長と企業価値の向上に寄与することができるものと判 断し、取締役候補者となりました。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数	当社との 特別の 利害関係
3	かとうひろき 加藤啓樹 (1967年1月16日)	1998年5月 当社入社 2006年7月 当社経理部経理課課長 2007年7月 当社管理部経理課課長 国際艾歐資訊股份有限公司監査役 (現任) 2008年7月 当社管理部経理・財務担当部長 兼 経理課課長 2009年7月 当社執行役員管理部部長 兼 財務課課長 2012年3月 ITGマーケティング株式会社 監査役 (現任) 2013年9月 当社取締役執行役員管理部部長 2016年5月 当社取締役執行役員管理部部長 兼 財務課課長 2017年7月 当社取締役執行役員 管理本部本部長 兼 管理部部長 2019年7月 当社取締役上席執行役員 管理本部本部長 兼 管理部部長 (現任) [重要な兼職の状況] 国際艾歐資訊股份有限公司 監査役 ITGマーケティング株式会社 監査役	1,200株	なし
【取締役候補者とした理由】 加藤啓樹氏は、経理・財務部門長としての任務を通じて当社の事業活動に関して豊富な経験と知識を有しており、当社の管理部門を統括する取締役として適切な経営判断や意思決定を行っております。この実績を踏まえ、引き続き当社の持続的な成長と企業価値の向上に寄与することができるものと判断し、取締役候補者としました。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数	当社との 特別の 利害関係
4	<p style="text-align: center;">にっ た よし ひろ 新 田 義 廣 (1946年9月30日)</p>	<p>1969年4月 株式会社東芝入社 1996年6月 津軽東芝音響株式会社（現 東芝映像ソリューション株式会社）取締役社長 1998年2月 株式会社東芝 記憶情報機器事業部長 2000年3月 同社メディアカード事業部長 2001年4月 同社デジタルメディアネットワーク社副社長 2001年6月 同社常務（デジタルメディアネットワーク社副社長） 2001年11月 同社常務（デジタルメディアネットワーク社副社長 兼 ストレージデバイス事業部長） 2002年2月 同社常務（デジタルメディアネットワーク社副社長） 2003年4月 同社常務（デジタルメディアネットワーク社社長） 2003年6月 同社執行役上席常務（デジタルメディアネットワーク社社長） 2004年6月 同社執行役上席常務（調達グループ担当） 2006年6月 モバイル放送株式会社代表取締役社長 兼 株式会社東芝顧問 2009年7月 株式会社東芝顧問 2010年9月 当社取締役（現任） 2011年10月 株式会社東芝社友 2011年12月 加賀電子株式会社顧問</p>	-	なし
<p>【社外取締役候補者とした理由】 新田義廣氏は、他の会社の取締役等を歴任し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営の意思決定および業務執行について有益で率直な意見・提言を行っております。 この実績を踏まえ、引き続き当社の社外取締役として期待される役割を十分に発揮いただけると判断し、社外取締役候補者となりました。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数	当社との 特別の 利害関係
5	<p>まる やま つとむ 丸 山 力 (1945年11月30日)</p>	<p>1971年 4月 日本アイ・ビー・エム株式会社 入社 1994年 1月 同社取締役パーソナル・ コンピュータ開発製造本部長 1998年 4月 同社常務取締役ディスプレイ事業担 当 1999年 1月 同社専務取締役開発製造担当 2001年 4月 同社取締役副社長開発製造担当 2004年 3月 同社技術顧問 2004年 6月 株式会社アプティ (現 株式会社 JBアドバンスト・テクノロジー) 非常勤取締役 2004年12月 株式会社日本マイクロニクス 社外取締役 (現任) 2005年 6月 株式会社ウィルコム技術顧問 2005年10月 東京大学大学院工学系研究科 特任教授 2006年 4月 徳島県最高情報統括監 (現任) 2007年 4月 日本アイ・ビー・エム株式会社 顧問 2016年 9月 当社取締役 (現任) 〔重要な兼職の状況〕 株式会社日本マイクロニクス 社外取締役 徳島県 最高情報統括監</p>	-	なし
<p>【社外取締役候補者とした理由】 丸山力氏は、他の会社の取締役等を歴任し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営の意思決定および業務執行について有益で率直な意見・提言を行っております。 この実績を踏まえ、引き続き当社の社外取締役として期待される役割を十分に発揮いただけると判断し、社外取締役候補者としました。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数	当社との 特別の 利害関係
6	塚本外茂久 (1949年10月30日)	1974年4月 三谷産業株式会社入社 1981年1月 加賀電子株式会社入社 1991年6月 同社取締役 2000年5月 同社常務取締役 2002年4月 同社専務取締役 2004年6月 同社取締役副社長 2005年4月 同社代表取締役副社長 2007年4月 同社代表取締役社長 2014年4月 同社代表取締役副会長 2015年6月 同社顧問 (現任) [重要な兼職の状況] 加賀電子株式会社 顧問	-	なし
【社外取締役候補者とした理由】 塚本外茂久氏は、他の会社の取締役等を歴任し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営の意思決定および業務執行について有益で率直な意見・提言をいただけると判断し、新たに社外取締役候補者としました。				

- (注) 1. 候補者のうち、新田義廣氏、丸山力氏および塚本外茂久氏は、社外取締役候補者であります。
2. 新田義廣氏および丸山力氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. 新田義廣氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって10年となります。
4. 丸山力氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
5. 当社は新田義廣氏および丸山力氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める最低責任限度額までに限定する契約を締結しております。なお、新田義廣氏および丸山力氏が再任された場合、当該契約は継続されることとなっております。また、塚本外茂久氏の取締役就任が承認された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 長原悟氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の再任をお願いするものであります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数	当社との 特別の 利害関係
なが はら さとる 長原 悟 (1968年12月14日)	2000年4月 弁護士登録、現在に至る 2000年4月 木梨・長原法律事務所 弁護士 2016年9月 当社監査役(現任) 2019年5月 長原法律事務所 弁護士(現任) 〔重要な兼職の状況〕 長原法律事務所 弁護士	-	なし
<p>【社外監査役候補者とした理由】 長原悟氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として諸法令に精通しており、企業法務に関する幅広い知見に基づいて客観的・中立的な立場から質問・発言を行っております。 この実績を踏まえ、引き続き当社の社外監査役として期待される役割を十分に発揮いただけると判断し、社外監査役候補者としてしました。</p>			

- (注) 1. 長原悟氏は、社外監査役候補者であります。
 2. 長原悟氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
 3. 長原悟氏の当社社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
 4. 当社は長原悟氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める最低責任限度額までに限定する契約を締結しております。なお、同氏が再任された場合、当該契約は継続されることとなっております。

第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、1996年9月26日開催の第21期定時株主総会において、年額120百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与および賞与相当額を含まない。）とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いするものであります。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額20百万円以内といたします。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる普通株式の総数は年12,000株以内（ただし、本議案の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる総数の上限の調整を必要とする場合には、この総数の上限を合理的に調整できるものとする。）とし、1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定するものといたします。

なお、本定時株主総会の終結時点において対象取締役は3名であり、第2号議案「取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決された場合も同様となります。

これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものといたします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日から当社の取締役を退任する日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役の退任が当社の取締役会が正当と認める理由による退任であることを条件として、本割当株式の全部（ただし、本割当契約において定める一定の期間が満了する前に退任する場合には、本割当株式のうちの一部）について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

(3) 本割当株式の無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(2)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

このほか、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取り扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

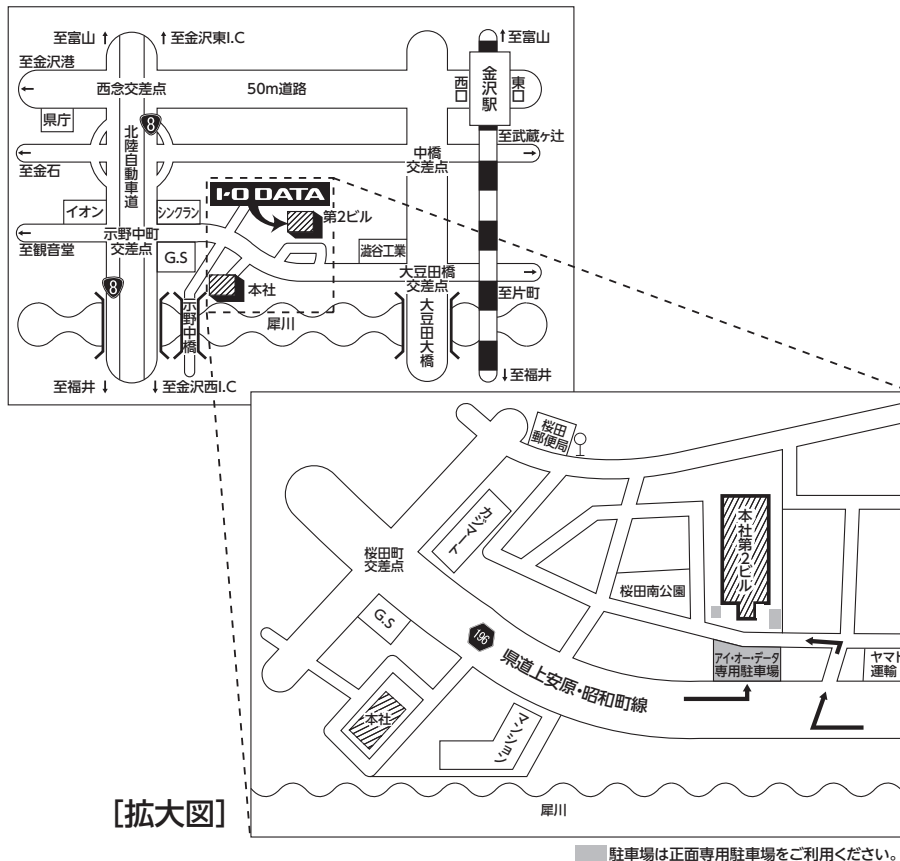
なお、本制度により対象取締役に割り当てられた株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定であります。

以 上

第45期定時株主総会会場ご案内図

会場 石川県金沢市桜田町二丁目84番地
本社第2ビル 6階ホール
TEL (076) 260-3377

交通 JR北陸本線金沢駅金沢港口（西口）
より車で約10分



お願い

- ・会場建物内は禁煙となっておりますので、ご了承のほどお願い申し上げます。

